

時事新報定價

時事新報、一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價還送料廣告料ノ左ノ如シ

一枚三錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金二圓〇一年前金六圓

〇時事新報社より直接ニ郵便ニ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一月十五錢ノ送料ヲ申付

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四行	一日限	六日以上	七日以上
一行	十二錢	十一錢	十錢五厘

郵便條例改正の實施

我が政府は去る八月七日を以て郵便條例中的一部分を改正し第三種郵便物(毎月一回以上發行する定期印刷物及其附録)の郵便を半減し第四種郵便物(書籍、帳簿、各種の印刷物、寫眞、畫譜、繪圖、郵便營業品の見本及雜形、農産物種子)の重量八匁毎に郵便金二錢なりしを三十匁毎に二錢と改めて今日より改正通り施行したり此舉たる我が郵便事業上近來の一大美事にして公私兩便大ニ其便益を享く可きが故に我輩は敢て當局者の志を賛美し特に其功徳を稱揚せんと欲するなり抑も我が郵便事業たる明治一二年の交に起りたる者にして歐米文明國の郵便法に模したるは申しながら爾來僅々二十年の間今日の進歩を致したるは異常の成績と云はざるを得ず隣國支那の政府も於て今尙西洋風の郵便法を採用せざるが如き暫く之を論外として更に比較を歐洲に取るに例へば彼の英國の如き商賣國の常として郵便事業の起原も古く今より五十年前に當り内國書狀一通に就き平均七ペンスの郵便を以て自由之を運送するの道も開けたりし程あれども爾後鐵道の便利を増し又郵便物の數量を加へ隨て其郵便を減じて今日の一ペニー郵便法を實施するに至るまでには種々の苦情困難を經歷したる事にして此比例を以て考ふれば我が郵便事業の如き其進歩の迅速なる殆んど意料外に出でたりとも云ふべく畢竟郵政の當局者が始終其改良を謀りて日新進歩するの致す所として特に今回の改良の如き名正しく事順に改其中の改良として我が郵政上の紀念に存す可きものならん按ずるに今の逓信次官前嶋氏は明治の初年我が郵政開基の時より専ら其向きの局に當り周旋機軸を以て夙に能吏の評を得たる人にして降て明治六七年頃我が新聞業の發達せんとするに際し時の郵政當局者中に新聞紙は社會の耳目にして國家文明の進歩の爲めには必要欠く可らざるものなれば之を運送無税として同事業の發達を促さざる可らず云々の説ありて殆ど之を實行せんとするの勢を呈したるもあり前嶋氏は其當局者中に當時重要な地位を占めたる人なるが故に彼の第三種郵便物の郵便を輕減若くは全廢するは並し同氏の本懐なるべく即ち今回の改正に於て右郵便を半減したるは同氏が年來の宿志として今日及んで漸く之を遂行するの端を開きたるものにてもあらんか特に逓信大臣後藤伯は幕府にして大層に逓信事業の開き高き政事家なれば伯の果斷、前嶋氏の周旋、相持て今回の改正を見るに至りたる者なる可し我輩は公私兩便を期して此改正の開き高きことを信じて是はざるものなれども取極度自然の人情今此人情の働きに任せて我が郵政の前途を見れば今後改正施設を要す可きものも少からず既に去月十四日の本紙上にも記載せし如く我が第一種郵便物即ち書狀の重量は郵便金二錢に付き僅々二匁の割合にして人事交通の多端なる今日、輕小郵便に過ぐるの嫌あるが故に遲て其重量を増加するの必要あるべく又近年英國にて大に實効を奏したる彼の小荷物郵便の良制を導くの工風も大切なるべく其他郵便小切手法を改良して英國のホスチル オルマーと其效用を濟すするの手續を簡便し郵便局と電信局との關係を今一層密著して郵便局の在る所には併せて電信局を置き相互に事務を助けて相互に公衆の便利を發達するの道を開く等、改正の手を下さす可きもの多々枚舉に暇あらず斯くて我が郵政上改正施設の簡便少ならずるの今日に當り果斷にして大局に明なる後藤伯、周旋にして事務に老練なる前嶋氏が相提掣して逓信の要路を立つは我輩の國の爲め又慶賀する所にして二老功の盡力に因り今日今日郵便條例改正の實施を見て大満足の意を表すると同時に此二老功に屬するに今後相續して着々各種の改正を成就するの望を以てし我輩は我が郵便事業の前途又向て尙に馬頭豆麩の感あきを待てるなり

雜報

〇郵便事務創業の事歴 明治維新以後始めて我國に郵便制度を實行したる當初にありては諸事不整頓として恰も亂緒を見るの思ありたれば誰とて時の事情を察しするものなく空漠の内に打過して遂に今日に至りたれども顧みて當時創業の事歴を探究するときは思ひも寄らざる事の甚からざれば爰に創業六七年間を起りたる變遷の大要を略記せんに非ずして全國中重なる都邑には飛脚屋の設けあはざるなく各所の飛脚屋互に聯絡を通じて、私に信書の往復を取扱ひ之れを三都大飛脚と名け江戸よては鳩屋、京屋、江戸屋あり各藩よては各々自分屋敷より國許へ定期飛脚を出し又政府の公文書は政府に使者を發するの習なりしが幕府瓦解して王政復古したると同時明治政府は逓信司なるものを設置して之れに逓信事務を管理せしめたりと諸事草創の際なれば私信は依然飛脚の手に歸し逓信司は單に宿驛の傳馬所に委して僅に三部の間に政府の公文書類を傳搬せしむるのみ止まり其範圍も頗る狹隘なりしかば政府も亦重きを懸置し置くに至らずして明治三年迄空しく経過し來りたりしが同年六月十日を以て政府は民部官を分て民部大藏の二省とさし民部省をして五司を管せしめたる中には逓信司も亦五司中の一として同省の管理に歸するとはありぬ是を逓信事務が今日の運を開發するの發端にして當時民部大藏の兩省は改進黨主義の淵藪とも稱すべく伊藤大隈の兩伯を始め英才俊秀の士層を比べて集合し之を取調局と稱して當るを幸ひ諸物を振擲し一も二もなく斬新の法を行はんとする眞意中なれば物もそれ先づ奇書の説を出して、魁功名なさんすと待ちに待ちたる其所を逓信司の突き當りたるより何で猶豫のあるべき同省中最も事務家の附之高き前嶋密氏の慧眼は早くも郵便事務の忽にすべからざるを看破し自己の所見を前席に吐露したるもとも少なからざるより遂に同月を以て前嶋氏を逓信權正に任じ逓信事務を擔任せしむるものとばなれり初め

氏が信書送達の手を急用ひて略は其方法を案じ出したるは眞に偶然に出でたる處にして一日開を偷み丁寧其著の米國聯邦史を繕きて拾遺を爲し居たるは不圖郵便に關する記事を見出したるより始めて郵便事務の意を注ぐの端緒を開くに至りたるなりと云ふ左れと今日同書を閲覽するに其記事の如きは簡單を極むるものにして到底之れに因て郵便の全豹を知り得べしと思ひも寄らざるのみならず郵便信書の配達は官の手にて取扱ふ可きもの歟將又是迄の如く飛脚屋として民間の營業たるべきもの歟其區別はへ然然せざれば氏は唯漠然官府に郵便の配達を管する事ありとの旨を知りたるのみ却説氏は爾後拮据經營して信書送達區域の擴張を計りたれども當時政府の財政は頗る困難なりしかば到底必要の金額を調達爲し難き事情ありより此上は收入を以て支出を償ふの外なしと當時郵政の往復に使用する金高及び配達夫の賃銀等を調査したるに月々之に使用する金高二千餘圓にして京都迄五百圓の荷物を持ち運ぶ片路の賃金三十六圓を要したり然るに五百圓とは餘り又輕荷なれば曾て常飛脚を業とする者に問亂せしよ少くも三貫目位の荷物ならば飛行は妨げなしとのふと今付今正味を一貫五百圓とし風袋を一貫五百目として都合三貫目にては矢張三十六圓にて濟む等なり是等も餘程の經濟なれば先づ一着手に五百圓を増して三貫目と改正したり儲て斯く改正したる以上は人民の私信を取扱ふも別に收支上に損耗を來すべきは非ざれば是に於て郵便事務擴張の議を提出したるに參議大隈重信氏等大に其舉を賛成し遂に其議を決したれども爰に一の困難ありと云ふは依頼者より賃銀の取立法にして何分も妙案を見出さざるより是れは殆んど當惑の色を顯したれども西洋諸國にては一小紙片を封紙に貼付けて賃銀拂濟の證となすとて是を聞知したるふともありたれば其頃洋行歸りの淺澤榮一、杉浦誠等の諸氏は事の様子と同様せば委細の事情は明白なるべしと杖も柱も頼みてし兩氏は却て空頼みにて成程留中は日本に手紙は差出したるも其手續は如何せしや今は配達を存せざるの漢なる筈に望の絶果て陸方なくも頼り心を苦め居たるに兩三日を経て淺澤氏は懷中物の中に只一葉残り居れりとして差出すを取る手通しと頼り見れば正しく佛國の郵便印紙あり是はへあれば大願成就と喜び勇む甲斐も亦く一つ叶ひて又一つ爰に難關の事ありと夫は別事にあらす印紙消殺の方法にして當時各居留地には既に各國郵便局の出張所ありて郵便事務取扱上の取調べからば既に探究する時は一も二もなく判然したる處なれば其頃には時人居留地の郵便局を目して英米各國の飛脚屋と稱して東京の京屋、鳩屋と同様の感を抱き居れば誰とて爰に氣轉を向くるものなく轉た内に屈して苦慮するのみありしが前嶋氏は遂に切手貼付と同時に模様の消滅して自然に消印を實行し得る物も適品ならんと思ひ付き府下の印刷局を以て其製造方を依頼したれども何分にも六つ體懸注文なれば棟石の文々堂も依頼に應じ兼たるより左らば此上は致方なし五川唐紙の如き最も海弱紙質を撰んで一度貼付したる後は容易に剥ぎ取る可からざらしむべしとの案を以て再び文々堂に製造方を依頼し覺束も爰も初めて印紙の計畫を導り左れと當時は郵便の稱へもなく印紙の如きは猶更なれば名なきも不都合ありとして種々案を凝したる末信書

の送達を郵便にけたり斯くて之を果したれば郵便事務の一に胚胎し居たり故上野景範氏は一職を職せんには一億するふと敢て算のありありの廣大なるの如き秘密なるを見れば彼のみとて辨にるときは眞に事を知るもの異端を唱ふるて紙幣の注文蘭西公使館附巴里に借債をて知るものなのみ思ひ居たりとの飛報到を傳はるに至るの臣を以てしは今公けに一大事なり猶べからず是等の事にて前嶋行かんは心を托して行李早利加さして波日たる事なりしひたる中にも着の後は堪々ぞ折られれて忘れ凡そ一週なり船中何どのメモ帳とては早く投函の意を忙しけれの予て手早く早り借は多年案ばやと懸念無同ひ試みたるトを指して曰く國間の郵便物に消印の事に云ふぞ氏は始めては等事明細に書けるより氏は歐米などの取調べとて消印の方法は